

令和8年5月15日

地域防災拠点運営委員会の皆さま

資源循環局神奈川事務所長

発災時における地域防災拠点のごみ集積場所の 設置場所に関する調査について（依頼）

新緑の候 地域防災拠点運営委員会の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、廃棄物行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、地震などの発災時に地域防災拠点（以下、「拠点」という。）が開設されると、避難生活に伴って「避難所ごみ」が発生し、その収集は資源循環局事務所（以下、「事務所」という。）が担います。

拠点開設時においても円滑に収集業務を行い、拠点の衛生環境等の保持につなげるためには、平時のうちから拠点のごみ集積場所の位置を把握するなど、必要な準備を進めておくことが重要と考えています。

つきましては、次のとおり調査へのご協力をお願いいたします。

1 ごみ集積場所の設置場所に関する調査

拠点におけるごみ集積場所の設置場所に関する調査票をお配りします。調査票の図面に設置場所等の必要事項を記載のうえ、FAX または拠点参与を通じて資源循環局事務所までご返送ください。なお、集積場所の位置が分かる資料がすでにある場合は、その資料についても添付いただけると幸いです。

※ごみ集積場所とは、ごみをまとめて出していただく場所（1か所）になります

【返送先】 資源循環局神奈川事務所（FAX：045-441-5938）または拠点参与

【返送期限】 令和8年7月3日（金）

<設置場所を決める際のポイント>

- ・ 分別した資源物とごみを置くための十分なスペースが確保されているか
- ・ 収集車が敷地内まで入る場合、容易に出入りができるか
- ・ 収集作業が安全かつスムーズに行えるか

※収集車の大きさ…全長：約5.4m、全幅：約1.9m、全高：約2.4m

※学校と調整のうえ、設置場所を決めていただくようお願いします

裏面あり

2 ごみ集積場所の設置場所の調整

調査の結果、お示しいただいた場所での収集が難しい場合など、事務所から拠点の運営委員の皆さまに確認させていただきたい事項が生じた際には、改めてご連絡させていただく場合がございます。その際には、お手数をおかけしますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

3 参考資料

- (1) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（抜粋）
- (2) 調査票（見本）

【担当】

資源循環局神奈川事務所 菅谷

TEL : 045-441-0871

FAX : 045-441-5938

「地域防災拠点」開設・運営マニュアル



【金沢区区割り訓練】

運営委員だけが頑張り過ぎないように！

拠点の生活は避難者全員が協力することが大切です。

令和5年9月
総務局危機管理室

「ごみ対策」

- ◇ ごみ収集車両が搬出に便利な場所1か所をごみ集積場所として指定します。
- ◇ 「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平時と同様の分別とします。分別方法を確認できるように、冊子『ごみと資源物の分け方・出し方』を用意しておきましょう。
- ◇ 備蓄物資や救援物資などの段ボールなどを活用します。
- ◇ ごみ集積場所の清掃は当番制とし、避難者の中で班を編成し、交替で行います。
- ◇ 拠点のごみの収集は、震災の発生から約72時間以内に開始します。そのため、収集車両の出入り・収集作業がスムーズに行える場所（1か所）をごみ集積場所として事前に決めておきましょう。

ごみ集積場所 ※ 事前に記載しておきましょう
ごみ分別の方法

◆◆◆分別に注意が必要なもの◆◆◆

- ・トイレパックや使用済みオムツなど「燃やすごみ」ですが、他の燃やすごみとは分けてください。
- ・中身が残っているスプレー缶やガスボンベ長時間直射日光に当たると破裂する恐れがあり危険なため、収集までの間は屋内か日陰で保管してください。
- ・家庭用医療用品（在宅医療用ビニールバッグ、チューブ、カテーテル類、注射器等）は「燃やすごみ」ですが、針などが袋を突き破らないようにしたうえで、他の燃やすごみとは分けてください。



災害時の 資源とごみの分け方・出し方

災害時は一度に大量の「片付けごみ(災害廃棄物)」が発生します。

被災した建築物で発生する「片付けごみ」、
日々の生活から発生する「生活ごみ」、
それぞれを分けてお出してください。

収集開始時期や
仮置場の設置場所などは
市のホームページやSNS、
地域防災拠点の掲示板等
でお知らせします！



生活ごみ(避難所ごみ)



いつもと同じ分別ルールで
集積場所に排出

(地域防災拠点の場合は
拠点ごとに定める場所)



横浜市資源循環局 マスコット「イーオ・ミーオ」

片付けごみ



分別区分・排出方法に
ついては

裏面へ

いち早く復旧・復興するためにご理解とご協力をお願いします。

片付けごみの分別区分

廃家電

冷蔵庫、電子レンジ、扇風機、照明器具、その他の家電製品



冷蔵庫の中身は生活ごみへ



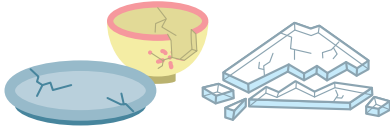
可燃性ごみ

食器棚、タンス、テーブル、ソファなど



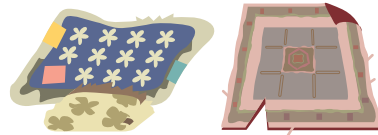
不燃性ごみ

割れた食器類、割れガラスなど



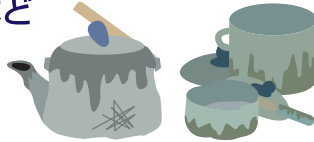
布団類

布団、マットレス、じゅうたんなど



金属くず

金物類、金属片など



畳



片付けごみの排出場所

交通の妨げにならない場所に排出

集積場所には絶対に出さないでください!

災害廃棄物の「仮置場」※への持込み

※「仮置場」とは、災害廃棄物を一時的に保管する場所のことです。



⚠️ 片付けごみも集積場所に出すと・・・

作業員が分別を行いながら、収集車に積み込むため撤去作業の長期化や生活ごみの腐敗による悪臭や害虫が発生するなど、公衆衛生上の問題が懸念されます。



⚠️ これらのものは出さないでください!

- 有害性や危険性があるもの(灯油、消火器、バッテリー、薬品、農薬、タイヤ、中身の入ったスプレー缶など)
- 災害と関係なく発生したごみ(工事などで出たごみ、既に不要になっていたごみなど)
- 横浜市外から出たごみ
- その他処理困難物

お問合せ先 横浜市資源循環局 各事務所



調査票

拠点名

子安小学校

住所

神奈川区新子安1-36-1

ごみ集積場所の設置場所

【設置場所を決める際のポイント】

- ・分別した資源物とごみを置くための十分なスペースが確保されているか
- ・収集車が敷地内まで入る場合、容易に出入りができるか（入っていけるか、転回広場があるか）
- ・収集作業が安全かつスムーズに行えるか

※収集車の大きさ…全長:約5.4m、全幅:約1.9m、全高:約2.4m

※学校と調整のうえ、設置場所を決めていただくようお願いします

※「地域防災拠点」開設・運営マニュアルP31参照

設置場所を ● でマーク

※敷地内に収集車が入る場合、進入場所を ▲ でマーク

